

備南水道企業団建設工事等最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備南水道企業団の契約に関する規程（昭和53年管理規程第4号）に基づき建設工事等の請負契約を締結する場合の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び令第167条の13において準用する令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する備南水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び次に掲げる業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 漏水調査業務
- (6) 造園業務

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の計算式により算定した額（千円未満切り捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×（最低制限価格基準率+（0.0005X+0.00005Y））

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

2 建設工事における最低制限価格基準率は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.77未満の場合は0.77とし、0.92を超える場合は0.92とする。ただし、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあつては、下記計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。

(設計上の直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費×0.68) ÷工事価格

3 前条第1号から第5号までにおける最低制限価格基準率は、0.75とし、前条第6号における最低制限価格基準率は、0.72とする。

4 入札執行者は、入札者が入札書を指定の場所に提出後開札前（郵便による入札の場合は、開札直前とする。）において、入札者を代表する者に0から9までの変数を決定する抽選を2回行わせるものとし、1回目の数値をXに代入し、2回目の数値をYに代入して最低制限価格を算定する。

5 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前各項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該価格を最低制限価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が当該価格を下回った場合は、第1項の規定に基づいた計算式により、X及びYに0を代入して算定した額を最低制限価格として決定するものとする。

6 入札執行者は、当該入札の開札後直ちに前各項の規定により最低制限価格を決定し、入札者（郵便入札の場合は、立会人とする。）に発表するものとする。

（最低制限価格の計算式等の公表）

第4条 最低制限価格の計算式は、インターネット上の備南水道企業団のホームページに掲載することにより一般の閲覧に供するものとする。

2 最低制限価格は、落札者が決定した日の翌日からインターネット上の備南水道企業団のホームページに掲載するほか、当分の間、当企業団事務所においても書面により一般の閲覧に供するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

（関係要領の廃止）

2 備南水道企業団建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領（平成15年6月1日施行）は廃止する。

（経過措置）

3 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月19日から施行する。